

## 採石法について

◎ 採石法は、「採石権の制度を創設し、岩石の採取の事業についてその事業を行う者の登録、岩石の採取計画の認可その他の規制等を行い、岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与すること」を目的として、採石業者の登録制度等を規定している(昭和25年制定)。

### 【採石法の概要】

#### 1. 採石権 (第4条等)

・他人の土地において岩石を採取することを内容とする権利(物権)を創設

#### 2. 採石業者の登録制度 (第32条等)

- ① 採石業を行おうとする者に対する都道府県知事による登録制度を規定
- ② 以下の場合には都道府県知事は登録を拒否しなければならない
  - i. 採石法違反により罰金以上の刑に処せられた者
  - ii. 過去二年以内に採石業登録の取消しを受けた者
  - iii. 採石業者の事務所ごとに業務管理者を置いていない者 等

#### 3. 採取計画の認可制度 (第33条等)

- ① 採石業者が岩石の採取を行おうとする場合の都道府県知事等による採取計画の認可制度を規定
- ② 認可の基準
  - 岩石の採取が他人に危害を及ぼす等公共の福祉に反すると認めるときは、都道府県知事等は認可をしてはならない

#### 4. 採石業者に対する監督・命令 (第33条の9等)

・災害防止上必要と認めるときは、都道府県知事等は採石業者に対し必要な措置を命じることができる 等

義務付け・枠付け見直し(第4次見直し)に係る提案事項等について  
(平成25年3月)

【提案等の概要】

- 現行法の登録及び取消し基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。(全国知事会)



【経済産業省からの回答】

- 現行法の登録拒否条項及び取消し条項に都道府県が定める条例を付加することは法制度上できない。

## 平成26年の提案募集方式における地方からの提案

### 【提案等の概要】

- 採石法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。(九州地方知事会)



### 【経済産業省からの回答】

- 提案の実現に向けて対応を検討
  - ・提案事項の重要性については十分理解している。
  - ・一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係部局とも十分に検証を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。

## 砂利採取法について

◎ 砂利採取法は、「砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なうこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資すること」を目的として、砂利採取業者の登録制度等を規定している(昭和43年制定)。

### 【砂利採取法の概要】

1. 砂利採取業者の登録制度 (第3条等)
  - ① 砂利採取業を行おうとする者に対する都道府県知事による登録制度を規定
  - ② 以下の場合には都道府県知事は登録を拒否しなければならない
    - i. 砂利採取法違反により罰金以上の刑に処せられた者
    - ii. 過去二年以内に砂利採取業登録の取消しを受けた者
    - iii. 砂利採取業者の事務所ごとに業務管理者を置いていない者 等
2. 砂利採取計画の認可制度 (第16条等)
  - ① 砂利採取業者が砂利の採取を行おうとする場合の都道府県知事等による採取計画の認可制度を規定
  - ② 認可の基準
    - 砂利の採取が他人に危害を及ぼす等公共の福祉に反すると認めるときは、都道府県知事等は認可をしてはならない
3. 砂利採取業者に対する監督・命令 (第23条等)
  - 一 災害防止上必要と認めるときは、都道府県知事等は砂利採取業者に対し必要な措置を命じることができる等

義務付け・枠付け見直し(第4次見直し)に係る提案事項等について  
(平成25年3月)

【提案等の概要】

- 現行法の登録及び取消し基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で追加することができるようにすべき。(全国知事会)



【経済産業省からの回答】

- 現行法の登録拒否条項及び取消し条項に都道府県が定める条例を追加することは法制度上できない。

## 平成26年の提案募集方式における地方からの提案

### 【提案等の概要】

○砂利採取法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。(九州地方知事会)



### 【経済産業省からの回答】

- 提案の実現に向けて対応を検討
- ・提案事項の重要性については十分理解している。
  - ・一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係部局とも十分に検証を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。

# 旅館業法の規制について

○ 旅館業法は、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としており、ホテルや旅館について、衛生の確保や善良の風俗の保持の観点から、営業の許可等の規制を行っている。

## 旅館業法の概要

○ 不許可とすることができる場合

- ① 施設の構造設備が政令で定める基準(設備構造基準)に適合しないと認めるとき
  - 客室数、フロント(玄関帳場)
  - 換気、採光、照明、排水、入浴、洗面設備
  - その他条例で定める基準
- ② 施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき
- ③ 申請者が一定の欠格事由に該当するとき
  - 旅館業法又は同法に基づく処分の違反
  - 旅館業の許可の取消し
- ④ 施設の設置場所が、学校など一定の施設の敷地の周囲おおむね100mの区域内にある場合において、設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあるとき



○ 許可後の監督

- ・ 改善命令、営業停止命令、許可の取消し

都道府県知事

許可

旅館業

## 旅館業法に暴力団排除条項を追加することについて

- 旅館業法に暴力団排除条項を設けることは、憲法22条1項の職業選択の自由への制約となる。  
これが認められるためには、規制を行うべき立法事実に基づき、規制の必要性・合理性及び同じ目的で達成されるより緩やかな規制手段がないことの説明が必要。

➤ 最高裁昭和50年4月30日判決(薬事法違憲判決)は、「合憲性を肯定しうるためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要し」、「自由な職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止するための消極的、警察的措置である場合には、・・・職業の自由に対するよりゆるやかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によって右の目的を十分に達成することができないと認められることを要する」と判示。

- 旅館業法の目的や暴力団排除条項を有する立法例が限られており、その限られた立法例も踏まえて判断すると、単に、暴力団が反社会的勢力であるという事実だけでは足りず、
  - ・ 旅館業に暴力団が幅広く進出し、その収益が暴力団の重要な資金源になっていること
  - ・ 暴力団が旅館業を営むことにより、そこで犯罪行為が頻繁に行われるなど、旅館業の健全な発達に支障が生じていることの具体的な立法事実が存在することが必要。

➤ 他の立法例としては、①債権管理回収業に関する特別措置法、②建設業法、③廃棄物の処理及び清掃に関する法律、④警備業法、⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律、がある。

○ 暴力団を社会的活動から排除することの必要性は十分に認識しているが、それを旅館業法に暴力団排除条項を規定することにより行うためには、憲法との関係で、それを行うだけの具体的な立法事実が必要であり、当該立法事実がない限り、旅館業法上の対応は難しいと考えている。

※ 厚生労働省としては、現時点では、そこまでの立法事実はないものと認識

- 仮に、一定の立法事実があったとしても、旅館業法に暴力団排除条項を追加しない限り排除できないか(=同じ目的を達成できるより緩やかな規制手段がないか)についての検討が必要。

## 義務付け・枠付け第4次見直し(平成25年3月) における整理について

### 【要望概要】

- 暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を旅館業から排除したいが、法律に暴排条項がなく、排除措置を実施することができない。
- 現行の旅館業法の許可及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができないため、必要な基準を条例で付加することができるようにすべき。

### 【整理】

- 旅館業の許可に係る欠格要件を条例に委ねることについて、内閣法制局に相談したところ、欠格要件は構造基準等と異なり、地域ごとに異なる性質のものではなく、条例に委ねることは法制的に困難であるとの見解。
- 旅館業法は、地方公共団体が旅館業法とは別の観点から暴力団排除を目的とする条例措置を講ずることを妨げるものではない。

→ 旅館業法の許可に係る欠格要件を条例に委ねることが法制的に困難であることは、義務付け・枠付け第4次見直しにおいて決着済み

# 産業競争力強化法に基づく 創業支援の促進について

(「創業支援事業計画」)

平成26年9月

中小企業庁

総務省

## 「日本再興戦略」 ～Japan is BACK～（平成25年6月14日閣議決定）

### 6. 中小企業・小規模事業者の革新

#### ②中小企業・小規模事業者の新陳代謝の促進

我が国の起業・創業を大幅に増加させ、開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す。

※我が国の開業率は4.6%、廃業率は3.6%（厚生労働省「雇用保険事業年報(2012)」）

## 「日本再興戦略」改訂2014 - 未来への挑戦 -（平成26年6月24日閣議決定）

### 6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

#### (3)新たに講ずべき具体的施策

#### ②地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

自治体を中心とした産学官金の連携の下、地域経済イノベーションサイクルによる支援、産業競争力強化法に基づき中小企業の創業支援のスキームの活用等により、雇用吸収力の大きい地域の企業を立ち上げる。

くなぜ国が創業支援事業計画の認定を行うのか。>

○各地域での創業を強かに推進するため、国が計画の認定を行う過程で、各市町村と関係各省庁との情報共有を図りながら、各市町村の創業支援事業案の内容と関係各省庁の支援策等を効果的に構築する必要があるのであるため。

くなぜ市区町村が中心となって計画を作成するのか。>

○地域での創業支援の中心的役割を担う、商工会、商工会議所（ほぼ市町村単位で設置）、民間の創業支援事業者等の様々な支援者と役割分担をしながら、市区町村が中心となって継続的な支援体制づくりを行うことが必要。

# 創業支援事業計画のイメージ（参考）

## (2) 創業支援事業の実施方法 ◆ 創業支援事業とその担当機関

	支援事業	支援機関
1	創業のきっかけづくり支援	
	ワンストップ窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市商工労働部産業政策課（必要に応じて関係機関や専門家を紹介）</li> <li>銀行、信用金庫</li> </ul>
	創業セミナー、マッチング交流会の開催等	<ul style="list-style-type: none"> <li>県産業技術センター</li> <li>銀行、信用金庫</li> <li>大学産学官連携機構</li> </ul>
	事業環境認識と事業ミッションの構築支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市商工労働部産業政策課</li> <li>大学経営学部</li> <li>株式会社コロンサルタント</li> </ul>
2	価値創造支援	
	ビジネスモデル構築支援、販売先・ターゲット確定支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工会議所</li> <li>銀行、信用金庫</li> <li>大学経営学部</li> <li>不動産株式会社</li> </ul>
	商品開発支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社産業創造センター</li> <li>大学理工学部、経営学部</li> <li>中小企業経営者協会</li> </ul>
	生産体制構築支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市農林水産部農業振興課</li> <li>商工会議所</li> <li>県産業技術センター</li> </ul>
	雇用計画支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工会議所</li> <li>NPO法人</li> <li>市健康福祉部福祉課</li> <li>銀行、信用金庫</li> </ul>
	事業戦略（4P）ポジショニング・ブランディング企画支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社コロンサルタント</li> <li>大学経営学部</li> <li>商工会議所</li> </ul>
3	高業力強化支援（創業後のフォローも含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工会議所</li> <li>株式会社経営コンサルタント</li> <li>NPO法人</li> <li>中小企業経営者協会</li> </ul>
4	経理・財務力強化支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>銀行、信用金庫</li> <li>会計事務所</li> <li>市総務部財政課、商工労働部産業政策課</li> <li>商工会議所</li> </ul>

### 計画期間

平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日

# 創業支援事業計画認定自治体

## <168計画、177市区町(42都道府県)、下線は共同申請>

(平成26年8月31日時点)

北海道(4):札幌市、旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町、室蘭市、帯広市  
 青森県(1):青森市  
 岩手県(2):大船渡市、一関市  
 宮城県(4):仙台市、登米市、大崎市、石巻市  
 秋田県(1):秋田市  
 山形県(3):山形市、鶴岡市、酒田市  
 福島県(8):南相馬市、いわき市、会津若松市、福島市、郡山市、須賀川市、  
 喜多方市、西会津町  
 茨城県(4):日立市、水戸市、つくば市、ひたちなか市  
 栃木県(4):足利市、宇都宮市、小山市、大田原市  
 群馬県(2):前橋市、桐生市  
 埼玉県(7):秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、所沢市、さいたま市、  
 川口市、草加市、越谷市、久喜市  
 千葉県(6):千葉市、松戸市、市川市、柏市、佐倉市、我孫子市  
 東京都(20):江戸川区、大田区、中野区、豊島区、板橋区、荒川区、八王子市、  
 町田市、調布市、台東区、墨田区、練馬区、足立区、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、小金井市  
 神奈川県(8):川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、横浜市、平塚市、茅ヶ崎  
 市、厚木市  
 新潟県(3):三条市、燕市、上越市  
 長野県(7):飯田市、茅野市、駒ヶ根市、上田市、岡谷市、諏訪市、伊那市、  
 静岡県(6):静岡市、三島市、富士市、藤枝市、浜松市、沼津市  
 岐阜県(4):岐阜市、大垣市、高山市、多治見市  
 三重県(5):四日市市、桑名市、松阪市、津市、鈴鹿市

愛知県(6):西尾市、岡崎市、豊橋市、名古屋市、一宮市、大府市、東  
 浦町  
 富山県(2):富山市、高岡市  
 石川県(2):金沢市、七尾市  
 福井県(3):福井市、鯖江市、越前市  
 滋賀県(3):長浜市、大津市、草津市、東近江市  
 京都府(2):京都市、京丹後市  
 大阪府(10):堺市、東大阪市、豊中市、守口市、門真市、大阪市、吹  
 田市、枚方市、茨木市、八尾市  
 兵庫県(7):神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、三木市、加古川市、宝  
 塚市  
 鳥取県(1):鳥取市  
 島根県(4):松江市、浜田市、江津市、津和野町  
 岡山県(3):岡山市、倉敷市、笠岡市  
 広島県(4):広島市、竹原市、尾道市、廿日市市  
 山口県(4):宇部市、防府市、周南市、下関市  
 徳島県(2):徳島市、藍住町  
 香川県(1):三豊市  
 愛媛県(2):今治市、西条市  
 福岡県(4):福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市  
 佐賀県(1):佐賀市  
 長崎県(3):佐世保市、長崎市、松浦市  
 大分県(1):大分市  
 宮崎県(2):宮崎市、延岡市  
 熊本県(1):熊本市  
 鹿児島県(1):鹿児島市